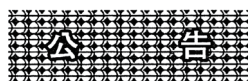


別表中	8,956	を	8,951	に改める。
	17,924		17,893	
	7,646		7,635	
	6,323		6,311	
	21,534		21,529	
	18,483		18,468	
	39,695		39,703	
	20,926		20,904	
	8,283		8,270	
	27,213		27,221	
	6,689		6,682	
	22,612		22,589	
	7,481		7,471	
	8,646		8,640	

選挙管理委員会



公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

令和3年12月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 免許の取消しをした年月日
令和3年12月9日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号
藤巻 英夫
二級建築士 長野第5052号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第9条第1項第2号に該当するため（死亡による）

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和3年12月16日

長野県佐久建設事務所長 中田 英郎

- 1 指定番号 佐久第398号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 令和3年11月24日
- 4 指定道路の位置 佐久市三河田字下原502-1、503-1
- 5 指定道路の延長 54.63メートル
- 6 指定道路の幅員 6.04メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和3年12月16日

長野県上田建設事務所長 清水 孝 二

- 1 指定番号 上田第738号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 令和3年10月29日
- 4 指定道路の位置 東御市県字久保田576-2、576-4
- 5 指定道路の延長 45.40メートル
- 6 指定道路の幅員 6.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和3年12月16日

長野県諏訪建設事務所長 木村 智 行

- 1 指定番号 諏訪第1046号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 令和3年11月11日
- 4 指定道路の位置 茅野市玉川字棚畑4616-19
- 5 指定道路の延長 47.74メートル
- 6 指定道路の幅員 6.00～6.04メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和3年12月16日

長野県伊那建設事務所長 市岡 恵利子

- 1 指定番号 伊那第610号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 令和3年10月13日
- 4 指定道路の位置 伊那市西箕輪6729
- 5 指定道路の延長 34.90メートル
- 6 指定道路の幅員 4.82メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和3年12月16日

長野県松本建設事務所長 藤本 濟

- 1 (1) 指定番号 松本第373号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和3年10月13日
- (4) 指定道路の位置 安曇野市穂高柏原1645-1
- (5) 指定道路の延長 59.87メートル
- (6) 指定道路の幅員 6.00メートル
- 2 (1) 指定番号 松本第374号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和3年11月29日
- (4) 指定道路の位置 安曇野市豊科5501-19、5501-19先道の一部、5461-9先水の一部
- (5) 指定道路の延長 61.00メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.80、4.86、4.10メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。
令和3年12月16日

長野県大町建設事務所長 塩野入 宗 義

- 1 指定番号 大町第383号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 令和3年3月30日
- 4 指定道路の位置 大町市大町7587-4、7588-1
- 5 指定道路の延長 37.26メートル
- 6 指定道路の幅員 6.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路を次のとおり廃止しました。
令和3年12月16日

長野県大町建設事務所長 塩野入 宗 義

- 1 廃止した指定道路の指定番号 北安曇第13号
- 2 廃止した指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 廃止年月日 令和3年12月2日
- 4 廃止した指定道路の位置 大町市大町2076-3の一部、2076-31の一部、2076-53の一部、2076-54、2076-63の一部、2076-73の一部、2076-80の一部、2076-81
- 5 廃止した指定道路の延長 215.00メートル
- 6 廃止した指定道路の幅員 4.00メートル

建築住宅課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事から、令和3年3月15日付けで包括外部監査人柴田博康氏から提出のあった令和2年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

令和3年12月16日

長野県監査委員 田口敏子
同 西沢利雄
同 青木孝子
同 本郷一彦

1 監査の対象となった事件名

環境施策に関する財務事務の執行について

2 措置の内容等

項目	区分	記載ページ	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
【環境保全活動推進事業】 成果指標の達成状況及び県民の環境意識の醸成について	意見	51	<p>成果指標『環境のためになること（環境に配慮した暮らし）』を実行している人の割合は、目標の75.0%に対し、年度によって10%程度の増減はあるものの、60%～70%台で推移している。とりわけ、18歳～20代及び30代の、最新の調査の同割合は50%台にとどまっており、将来を担う若年世代の環境への関心度合いが相対的に低い状況にあることは大きな課題と思われる。</p> <p>気候変動への対策や循環型社会の構築を一層推進していくために、あらゆる機会を活用し、また、あらゆる媒体や方法を駆使して、県民の環境に対する意識・行動変容に向けた啓発を行うことが求められるとともに、県が現在実施している、または今後実施を予定している啓発事業について、県民の関心をさらに高めるためのPRや効果的な実施が望まれる。</p>	<p>信州ゼロカーボンWEB講座を開設し気候変動を学べる年代別の動画を作成するとともに、「長野県ゼロカーボン戦略」策定とあわせて、ゼロカーボンに向けて、今、一人ひとりができることを「信州ゼロカーボンBOOK」としてまとめました。</p> <p>こうした学びのコンテンツを活用し、県民・事業者・NPO・大学など、他の主体と連携しながら、あらゆる機会をとらえて県民の意識・行動変容に向けて取り組んでまいります。</p>
【環境保全活動推進事業】 「信州豊かな環境づくり県民会議」の有効活用について	意見	52	<p>県民会議に対する負担金として、令和元年度に2,300千円を拠出している。県民会議の前身団体である「長野県美しい環境づくり推進会議」に対しては、平成5年度から平成7年度にかけて11,500千円を負担していたものの、当該金額をピークに、以後は圧縮基調にある。また、県民会議の会員数も減少傾向にある。</p> <p>県は、あらゆる主体のパートナーシップによる環境保全活動や環境教育を推進していく立場から、環境に配慮した暮らしの定着に向けた県民運動の推進、地域における協働の促進といった役割を県民会議が担っていくことについて、より一層の働きかけを行うことが望まれる。</p>	<p>気候変動を始め、地球規模の課題に対応していくためには、県だけでなく、県民、事業者、NPO、大学など、多くの主体の参画が不可欠です。</p> <p>引き続き、県内の環境保全団体や経済団体等で構成される信州豊かな環境づくり県民会議とも連携しながら、地域の各主体の参画を促すとともに、各主体との連携を強化してまいります。</p>
【環境教育推進事業】 「信州環境カレッジ事業」における事業実施の全県への展開について	意見	55	<p>一般社団法人長野県環境保全協会が提出した「平成31年度『信州環境カレッジ』運営業務委託業務完了報告書」及び中信地区環境教育ネットワークが提出した「平成31年度『信州環境カレッジ』に係るコーディネート業務委託業務実施報告書」によれば、「団体・学校等への広報」業務に基づき、中信地区環境教育ネットワークが講座の登録や利用のために訪問した小中学校やその他の団体等も中信地区が中心とのことであった。結果的に、令和元年度に開催された地域講座及び学校講座の件数は、いずれも中信地区の講座が他地区（北信、東信、南信）に比べて多くなっており、県民が本事業において享受することのできる「学び」の機会は、中信地区以外の地区もまだまだ拡大の余地があるように見受けられる。</p> <p>今後は、中信地区のみならず、全県の団体・学校等へ向けた講座の登録や利用の促進を行うこと、ひいては全県における講座の活性化を図るような施策を図っていくことが望ましい。</p>	<p>信州環境カレッジは、平成30年度に開設し、以来、環境に関する県民の「学び」を拡大し、自然環境の保全や持続可能な社会を支える人づくりを推進してきました。</p> <p>今後、県民の「学び」の機会をさらに拡大していくため、県内すべての小学校、中学校、高等学校等へのチラシ配付や、学校関係者や地域の方との対話を行う中で、信州環境カレッジを紹介するとともに、学校や地域における環境教育の需要等についてお聞きし、同事業のさらなる活用につなげてまいります。</p> <p>また、各地域の講座事例や課題等を共有し、講座の活性化を目的として、講座実践者を対象にした交流会を県内各地で開催し、地域や時代の要請に応じた講座開催ができるよう、支援してまいります。</p>

<p>【環境保全に関する調査研究】 PR方法の見直しについて</p>	意見	62	<p>情報発信の方法としてホームページの活用は必須であると考えているが、現状については見直す余地がある。たとえば、環境保全研究所の飯綱庁舎は、自然環境の保全に関する学習交流の拠点として県民等に施設が開放されているが、この情報は環境保全研究所のトップページからは直接リンクしていない。</p> <p>今回の包括外部監査では飯綱庁舎の現地調査を実施しており、情報発信の重要性については県も十分承知している状況がうかがえた。環境保全研究所については、意義や目的、事業内容等をよりわかりやすく情報発信していく必要がある。</p>	<p>所のホームページについては、県民視点で使いやすく見やすいホームページとなるよう、トップページから飯綱庁舎の施設利用へリンクさせるとともに、写真を多用するなどレイアウトの変更を行いました。</p> <p>また、研究所で実施している研究の目的や成果等について、県民向けに分かりやすくまとめた資料をホームページに掲載し、情報発信を図ってまいります。</p> <p>さらに、SNSなどホームページ以外の情報媒体の活用基盤を整備するため、研究所のソーシャルメディア運用要綱を7月に制定しました。今後、これら媒体の活用も含め、幅広い情報発信手法を検討してまいります。</p>
<p>【家庭の省エネ政策】 家庭の省エネサポート制度運営事業の成果の把握分析について</p>	意見	68	<p>エネルギー供給事業者及び電気機械器具等小売事業者が業務の中で家庭と接する機会に、省エネアドバイスや省エネ診断を実施する「家庭の省エネサポート制度」を円滑に機能させるため、技術的指導、ヘルプデスク設置、省エネアドバイザーの研修等の支援業務を行うものである。</p> <p>アドバイス実績は着実に増加しているが、温室効果ガスの家庭部門の削減に関しては、本事業によるアドバイス実施後の行動変容の有無や削減効果の把握が困難であることを課題としている。</p> <p>当面の成果の把握方法としては、アドバイスを実施した家庭に対してアンケート調査を行い、行動変容の有無を確認することが一つの方法であり、県もこのことを本事業の令和2年度の方向性にあげている。県においては、この方向性に従い、成果の把握に努めていく必要がある。</p>	<p>サポート事業者及び外部の有識者との「連絡会議」を開催し、アドバイスを実施した家庭における行動変容の有無等、本制度の成果を把握する方法等を検討してまいります。</p>
<p>【家庭の省エネ政策】 家庭の省エネサポート制度運営業務委託の収支報告の入手について</p>	意見	69	<p>運営業務委託について、受託者から実施した事業を記載した報告書を受領しているが、収支報告書は入手していない。運営委託業務の仕様書においては収支報告書の提出は求めているが、運営業務委託事業が効率的、経済的に実施されているかどうかを県が把握し、また、運営業務委託事業が効率的、経済的に行われていることについての県の説明責任を果たすためにも、受託者に収支報告書の提出を求めるよう仕様書の内容を改めることが望ましい。</p>	<p>運営業務委託事業が効率的、経済的に行われているかを確認するため、事業者との定期的な打合せ等の機会を活用し、事業の実施体制や方法、進捗状況等を着実に把握してまいります。</p>
<p>【家庭の省エネ政策】 一般社団法人長野県環境保全協会運営費補助金について</p>	意見	69	<p>一般社団法人長野県環境保全協会運営費補助金交付要綱に基づき、保全協会に補助金を交付している。補助対象は、長野県地球温暖化防止活動推進センター業務に従事する職員の人件費（令和元年度は、エコスペース担当の事務局職員1名の人件費全額と、センターエコスペース館長1名の人件費の6割）である。</p> <p>館長1名の人件費については、館長の業務のうちセンター業務に従事する割合を保全協会において明確にし、それを確認しておく必要がある。</p>	<p>今年度から新たに、補助対象となる人件費（センター業務への従事割合）がわかる資料の提出を求めることとしました。</p>
<p>【家庭の省エネ政策】 長野県地球温暖化防止活動推進員の活動について</p>	意見	70	<p>55名の長野県地球温暖化防止活動推進員の活動が、広い県土を有している長野県において、一定の地域に偏ることなく県域全体で行われるよう、県センターと連携していく必要がある。</p>	<p>長野県地球温暖化防止活動推進員が県内各地で活動したり、オンラインを活用して広域的に活動したりすることができるよう、引き続き県センターと連携してまいります。</p>

<p>【事業活動の省エネ政策】 信州エネルギーマネジメント支援事業における中小規模事業者への対応について</p>	意見	72	<p>大規模事業者の温室効果ガス排出量の削減に関しては一定の成果を上げていると思われる。今後は、中小規模事業者への対応がポイントと考える。意識啓発も重要だが、それだけでは中小規模事業者が行う対応にも限界があると思われる。中小規模事業者が行う温室効果ガス排出量の削減への取組に対する支援をどのような方法で進めるかが大きな課題と考える。</p> <p>中小規模事業者の温室効果ガス排出量の削減について、どのような対応が効果的なのか、十分に検討する必要がある。</p>	<p>今年度から、一部の補助金において事業活動温暖化計画書の提出を要件とし、同計画書制度による温室効果ガスの排出削減を促進しています。</p> <p>また、他部局とも連携し、様々な側面から中小規模事業者の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を支援できるよう、引き続き検討してまいります。</p>
<p>【建築物の省エネ政策】 建築物の省エネ改修サポート制度運営業務委託の収支報告の入手について</p>	意見	74	<p>サポート制度委託について、受託者から実施した事業を記載した報告書を受領しているが、収支報告書は入手していない。仕様書においても収支報告書の提出は求めているが、サポート制度委託事業が効率的、経済的に実施されているかどうかを把握し、また、サポート制度委託事業が効率的、経済的に行われていることについての県の説明責任を果たすためにも、受託者に収支報告書の提出を求めるよう仕様書の内容を改めることが望ましい。</p>	<p>運營業務委託事業が効率的、経済的に行われているかを確認するため、事業者との定期的な打合せ等の機会を活用し、事業の実施体制や方法、進捗状況等を着実に把握してまいります。</p>
<p>【総合的施策の推進】 気候変動の適応策について</p>	意見	76	<p>信州気候変動適応センターは、これまで十分に行われてこなかった適応策実施主体へのデータ提供方法の確立及び分野別の影響評価情報のクラウド化を行うとしているが、これら業務について、効率的、効果的に対応していくことが望まれる。また、新規業務の一つである市町村等への適応に関する取組支援については、市町村等の連携をこれまで以上に密に行い、市町村等のニーズに適切に応えられる仕組みづくりが重要である。</p> <p>センターの設置により、各主体における適応に関する技術やサービス、施策の創出や、上述した課題の解消に向けての効果的な事業実施が望まれる。</p>	<p>適応策実施主体へのデータ提供方法の確立及び分野別の影響評価情報のクラウド化につきましては、令和2年度に信州気候変動適応センターのホームページを改修し、気象観測データを視覚的に提供するコンテンツを追加しました。また、令和3年度は分野別の影響評価情報のコンテンツを追加する予定です。</p> <p>また、市町村への取組支援につきましては、適応策を検討している市町村のニーズに応じて、気象情報の提供や検討会議等への職員の派遣を行っております。</p> <p>以上を含め、引き続き、市町村や事業者などの適応策実施主体における技術やサービス、施策の創出や課題の解消に向けて取り組んでまいります。</p>
<p>【自然エネルギー政策】 「地域主導型自然エネルギー創出支援事業」の実績がない助成事業について</p>	意見	82	<p>「エネルギー自立地域」を目指す市町村助成については、平成28年度から每期予算化されているものの、これまでの助成実績はないとのことであった。</p> <p>県として引き続き支援していくべき分野であることから、実績につながるよう、県内の市町村に向けてより効果的な周知活動を実施するなど、地域における「エネルギー自立地域」の動きが加速するよう、取り組んでいく必要がある。</p>	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律の改正等により、市町村においても温暖化対策に対してより主体的な関与が求められるようになるため、必要に応じて補助対象事業の見直し等も行い、積極的に制度の活用を呼びかけていきます。</p>
<p>【自然エネルギー政策】 「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」の活用度合いへの評価について</p>	意見	82	<p>「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」の活用度合いに関して、その業務の委託先からサイトへのアクセス数に関するデータを手に入れているが、現時点においては、当該データが有効に活用されていない。</p> <p>太陽光エネルギーのさらなる利用拡大のため、当該データを有効に活用すること等により、「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」の今後の活用手法を検討していく必要がある。</p>	<p>住宅への太陽光発電設備の導入を促進するため、信州屋根ソーラーポテンシャルマップ上に令和3年度に創設した「信州の屋根ソーラー認定事業者」の所在地や連絡先を表示して太陽光発電に関する相談をしやすくするなど、マップの活用に努めています。</p>

<p>【自然エネルギー政策】 「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」に登録されている専門家の活用状況について</p>	意見	83	<p>どれだけ自然エネルギーの地域の担い手が育成されているか、また、どれだけ地域自ら自然エネルギー事業を行う地域エネルギー事業者の立ち上げが支援されているかを把握することができず、事業目的が達成されているかの検証が困難となっている。 本サイトに登録されている専門家の活用状況をフォローするなど新たな仕組み作りが必要である。 「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」を活用しながら、現在の事業内容に加え、登録された専門家と地域をつなぐ自然エネルギーのコーディネート機能を担う中間支援事業を実施する予定とのことであり、効果的な事業実施が望まれる。</p>	<p>「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」の利便性を向上させるためのシステムのリニューアルを行った上、地域の再生可能エネルギー事業者と専門家等をつなぐコーディネート業務等を行う「再生可能エネルギー中間支援事業（令和3年度開始）」においても人材バンクの活用を促進し、事業者への支援体制の充実を図ります。</p>
<p>【自然エネルギー政策】 「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」の広報活動について</p>	意見	83	<p>県は本事業の成果指標として、本事業の事業期間の最終年度である令和4年度には同WEBサイトへの年間訪問者数10,000人を掲げているものの、減少傾向にある年間訪問者数の推移に加え、主だった広報活動等も実施していないため、成果指標の達成は困難な状況になりつつある。 県内の想定利用者に向けた積極的な広報活動や、より利便性の高いWEBサイトへのアップデートを行うなど、同WEBサイトの活用度合いを高めていく施策を実施することが望まれる。</p>	<p>「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」の利便性を向上させるためのシステムのリニューアルを行った上、地域の再生可能エネルギー事業者と専門家等をつなぐコーディネート業務等を行う「再生可能エネルギー中間支援事業（令和3年度開始）」においても人材バンクの活用を促進し、事業者への支援体制の充実を図ります。</p>
<p>【人と生きものパートナーシップ推進事業】 企業の掘り起こし方法について</p>	意見	114	<p>人と生きものパートナーシップ推進事業の広報活動について、紙媒体やホームページによる広報活動とは別に、県内の企業経営者等が集まる会合等に積極的に参加し、事業内容を紹介する機会を設けてもらうことも一つの方法である。 対面での広報活動を強化することにより、より多くの企業等にこの事業の存在や内容を知ってもらえることにつながり、ひいては、より多くの企業等の保全活動への参加を呼び込めるものと考えられる。広報活動のあり方を再検討することが望ましい。</p>	<p>県内企業を支援する団体に協力を仰ぎ、企業経営者等が集まる機会への参加や、団体が管理運営するホームページ等を通じての情報発信ができるよう検討します。</p>
<p>【外来生物戦略構築事業】 委託調査の公表等に向けた取組について</p>	意見	119	<p>公表物を制作するためには、その前提としての調査が必要であり、外来生物戦略構築事業はこのような調査を行っている。 具体的にどのような調査であり、今後どのように事業を展開する計画なのかを公表することは、外来生物に対する県の基本的な取組姿勢、すなわち危機意識を県民に伝える意味で必要と考える。 具体的な公表の仕方は別途考慮が必要と思われるが、調査内容・成果・報告書・サマリー（要約）はなるべく公表することが望ましい。</p>	<p>これまで、外来生物調査の結果を基に「長野県版外来種対策ハンドブック」を作成し公表しています。今後調査を実施する際には、調査内容と成果を要約版として公表することを検討します。</p>
<p>【自然探勝会事業】 事業費の執行の事務処理について</p>	意見	122	<p>全県と長野市地区は計画どおり実施されたが、他地区は台風19号(令和元年東日本台風)の影響により中止となり、最終的に委託先に支払った金額は、契約変更後の55万円余となっている。 内部での決裁や財務規則等の法令上の手続きは適正に行われていたが、より丁寧な事務処理を行う上では、相手方とのやり取りの経過等を書面で残すことが望ましい。今後の事業実施にあたっては、委託事業とするのか補助事業とするのか等も含めて、必要な改善策を講じる必要がある。</p>	<p>委託先との打合せ記録等を残し、丁寧な事務処理に努めます。 また、障がいのある方に自然とのふれあいの機会を提供する本事業は、県として必要な事業であり、今後も委託事業として実施します。</p>

【信州ネイチャーセンター構築事業】 効果的な発注方法の検討について	意見	127	<p>本事業の細事業であるツアーガイド養成研修及びモデルコース設定・ホームページ機能充実の両事業は、一般競争入札により業者選定をしている。</p> <p>高度な知識、優れた技術力等が要求される事業の場合は、公募により契約の目的に最も合致した企画を提示し、相手方を選定する「公募型プロポーザル方式」による発注が行われている。事業の目的や性質を考慮し、効果的な発注方法を検討する必要がある。</p>	<p>事業の目的や内容に応じて委託の内容を検討し、高度な知識等を必要とする場合には公募型プロポーザル方式等の発注方法を検討します。</p>
【魅力ある自然公園づくり事業】 外部委託調査結果の利活用について	意見	130	<p>本事業の細事業である県立自然公園魅力発見事業のうちの外部有識者等による県立自然公園のポテンシャル診断においては、民間事業者による業務委託を行い、「令和元年度 県立自然公園魅力発見業務報告書」を受領している。</p> <p>この報告書を県の県立自然公園魅力発見事業のためだけのツールと考えるのは報告書を過小評価するものであり、地元自治体の住民、長野県民、日本国民等に県立公園を広く知ってもらうためのツールとして活用すべきものとする。</p> <p>報告書そのもの、あるいはその内容について、広く知ってもらうための仕組みが必要であり、報告書の公表も含め情報発信のあり方を検討することが望ましい。</p>	<p>地域の公園関係者で構成する地域会議において、当該報告書の内容を共有していますが、更に公園の魅力を広く知ってもらい利用推進を図るため、ホームページに公表するなど適切な情報発信に努めます。</p>
【自然保護レンジャー事業】 活動報告書のとりまとめの正確性について	意見	133	<p>提出された活動報告書とその活動報告書から作成された知事あての報告書について、諏訪地域振興局からの報告書と松本地域振興局からの報告書の2件をサンプリングし、その内容の検証を行った。</p> <p>サンプリングした2つの報告書の両方に、単純な集計ミス、事務ミスが発見された。集計作業の正確性の向上を図る必要がある。</p>	<p>活動報告の整理区分の見直し、集計結果の再チェック等により、事務処理の正確性向上に取り組みます。</p>
【自然保護レンジャー事業】 活動報告書のとりまとめの内容について	意見	134	<p>自然保護課及び各地域振興局においては、自然保護レンジャーからの活動報告書はもとより、その他の報告についても、対応した事案については、連絡を密に行うなどして、情報の相互共有化を図ることが望ましい。</p>	<p>自然保護レンジャーの資質・技能の向上に繋げるためにも、研修会等を通じて活動情報の相互共有に努めます。</p>
【自然公園施設等整備事業】 要修繕箇所のリスト化について	意見	135	<p>自然保護課所有の施設は多数存在し、そのほとんどは高地にある。そのため、損耗が激しく、修繕して直ちに老朽化することも考えられるなど、他部局所有の施設にはない特殊性が存在するが、限られた予算の中で県有施設の計画的な修繕・更新を行っていくためには、県有施設のリストを作成することが望ましい。</p>	<p>県有施設や県が管理する歩道等は台帳により管理しています。修繕・更新については、老朽化や被災の状況を考慮して機動的に対応してまいります。</p>
【自然環境整備支援事業】 要綱の遵守について	結果 (指摘)	139	<p>令和元年度に事業が完了したものは9件となる。この9件について、要綱等に沿った手続が踏まれているかどうかを検証した。その結果は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱第9に規定されている契約報告書の副本の提出が確認できなかったものが2件 ・交付要綱第9（契約及び遂行状況の報告）に「速やかに地域振興局長に報告」と規定されているものの、契約日から1か月以上が経過してから提出されているものが2件（2件とも諏訪市）。 <p>以上の状況は、交付要綱第9に示す「速やかな」提出とは言えない。要綱を遵守する必要がある。</p>	<p>要綱に定める契約報告書の提出や報告期限の遵守について、地域振興局担当者会議や補助金事務研修会等においてあらためて周知徹底を図りました。</p>

<p>【自然環境整備支援事業】 遂行状況等の報告期限について</p>	<p>意見</p>	<p>139</p>	<p>本補助事業以外の補助事業では、補助金交付要綱または要領では、契約報告または遂行状況報告の期限を具体的に定めている。たとえば、「民間との協働による山岳環境保全事業」では、「工事等の契約締結日の翌日から起算して14日以内」となっている。本事業についても報告期限を具体的に定める必要がある。</p>	<p>補助金交付要綱の一部改正を行い、具体的な期限（工事等の契約締結日の翌日から起算して14日以内）を定めました。</p>
<p>【県立自然公園整備支援事業】 事業結果の発信について</p>	<p>意見</p>	<p>142</p>	<p>「誰もが楽しめる山岳環境の整備を全国に発信」とあり、モデル事業であることが明らかにされている。となれば、本事業は歩道整備が終わった段階で事業終了とはいえない。 「誰もが楽しめる山岳環境の整備」が達成できているのか、不足している点はないのか、あるいは、同様の効果を他のコストが軽減される方法により実現できないのか等について事業の評価が必要である。 令和2年度においては本事業の予算要求はゼロとなっているが、上記のような事後処理活動が行われることが望ましい。</p>	<p>事業の評価について、事業改善シートを用いて評価・検証を行いました。 今後も県立自然公園の整備に当たっては本事業の成果を踏まえ、誰もが楽しめる山岳環境の整備に努めます。 (※本事業は令和元年度をもって終了)</p>
<p>【民間との協働による山岳環境保全事業】 要領等の遵守について</p>	<p>結果 (指摘)</p>	<p>145</p>	<p>事業主体が市町村であるものが7件、山小屋関係団体であるものが2件で、合計9件の内示が行われている。 担当する各地域振興局に対して遂行状況報告が行われ、それが県に対しても提出されることとなっているが、監査実施日において9件中2件（佐久穂町及び松本市）について、県に対する提出を確認することができなかった。 工事等の契約締結日の翌日から起算して14日以内に遂行状況報告書を地域振興局長あて提出することとされているが、明らかに徒過しているものが3件（阿智村、茅野市及び松本市）で確認された。 工事等を分割発注している場合において、その都度遂行状況報告をするのかどうかについては実施要領には明文の記載がなく、実際に分割発注した松本市は最終の契約後に遂行状況報告を発している（ただし、期限は徒過している）。 事業主体が山小屋関係団体の2件は、対象事業が資材購入であることもあり、遂行状況報告に添付すべき契約書の写しに代えて資材購入先（ホームセンター）の見積書等（写し）が添付されていた。 以上の状況は要領に定める規定に反しており、要領を遵守する必要がある。</p>	<p>要領に定める提出様式や報告期限の遵守について、地域振興局担当者会議や補助金事務研修会等において改めて周知徹底を図りました。</p>
<p>【民間との協働による山岳環境保全事業】 事業箇所選定過程の透明化について</p>	<p>意見</p>	<p>145</p>	<p>前年度の6月～8月にかけて、各市町村等に実施要望箇所についての照会を行っており、場合によっては現地確認を行っているとのことであった。そして、その照会結果をもとに予算編成を進め、当年度は要望額通り内示されたとのことであった。 しかしながら、近年の長野県内における災害等の発生状況を鑑みると、今後、実施希望箇所の事業費の総額が予算額を大幅に上回る状況が想定される。 このような状況となった場合は、当該事業に限らず、事業箇所の選定過程を市町村等に周知するなど、透明化を図る必要がある。</p>	<p>これまで実施希望箇所の事業費の総額が予算額を大幅に上回る状況は発生していません。今後も必要に応じて随時実施要望箇所の照会を行うなど、災害等の要因に対応してまいります。</p>

<p>【登山道等緊急整備支援事業】 要領等の遵守について</p>	<p>結果 (指摘)</p>	<p>150</p>	<p>市町村等は、工事等の契約締結日の翌日から起算して14日以内に登山道等緊急整備支援事業遂行状況報告書を各地域振興局長あてに提出することとなっているが、事業中止となった1件を除く7件中3件(木曾町、宮田村、白馬村)が期限を徒過して提出がなされている。また、民間との協働による山岳環境保全事業においても状況報告が遅延している例が見受けられた。</p> <p>また、事業完了後に市町村等と各地域振興局との間で実績報告や補助金額の確定の手続が進められるが、各地域振興局長は、補助金の額を確定したときは、速やかに様式第12-2号を環境部長に提出することとされているが、6件中1件(諏訪地域振興局)はその様式が用いられていない。</p> <p>以上の状況は要領に定める規定に反しており、要領を遵守する必要がある。</p>	<p>要領に定める提出様式や報告期限の遵守について、地域振興局担当者会議や補助金事務研修会等においてあらためて周知徹底を図りました。</p> <p>(※本事業は令和元年度をもって終了)</p>
<p>【登山道等緊急整備支援事業】 状況報告の提出期限について</p>	<p>意見</p>	<p>150</p>	<p>事業主体である市町村等と各地域振興局、各地域振興局と環境部長(または長野県知事)との間で所定の報告が求められている事業が複数存在する。</p> <p>各事業の共通する事務に「遂行状況報告」(事業主体→地域振興局長または知事)があるが、報告(提出)期限の規定が事業毎に異なっている。</p> <p>たとえば、市町村等が工事等の契約締結を行った際に各地域振興局長に提出することとなっている状況報告は、自然公園整備支援事業では「速やかに」、県立自然公園整備支援事業では「補助金の交付決定のあった月の翌月の末日から起算して10日以内」、民間との協働による山岳環境保全事業及び登山道等緊急整備支援事業では「工事等の契約締結日の翌日から起算して14日以内」と異なる期限が定められている。また、様式についても、県立自然公園整備支援事業、山岳環境保全事業及び登山道等緊急整備支援事業は様式が定められているが、自然公園整備支援事業は市町村等からの報告書の副本を提出すれば足りることとなっている。</p> <p>必要に応じて報告期限の統一を図るなど、改善が図られることが望ましい。</p>	<p>遂行状況(契約)報告の期限については、本年度から各補助事業(自然環境整備支援事業、ふるさと信州寄付金等山岳環境保全事業、中央アルプス国定公園重点整備支援事業、登山道災害復旧早期支援事業)において「工事等の契約締結日の翌日から起算して14日以内」に統一を図りました。</p>
<p>【“チャレンジ800” ごみ減量の推進】 廃棄物のさらなる削減推進について</p>	<p>意見</p>	<p>154</p>	<p>家庭系一般廃棄物の内容を見ると生ごみ及びプラ類が最も多く、これらを削減することが全体の排出量削減に大きく寄与することがわかる。このことについては、信州発もったいないキャンペーン、信州ごみげんねっとの運営、広報媒体を活用した啓発、環境教育の推進を、プラ類については、レジ袋削減キャンペーン、河川等での廃棄物一斉回収を通じて削減推進を行っている。</p> <p>事業系ごみのうち事業者から排出される紙ごみ食品廃棄物の削減として、地域循環圏の形成・支援、残さず食べよう! 30・10運動、信州発もったいないキャンペーン、信州ごみげんねっとの運営、広報媒体を活用した啓発、事業系廃棄物の効果的削減施策検討を通じてその目標を達成するとしている。</p> <p>一般廃棄物の内容に沿った施策を実行していることがわかり、排出量が最も少ない長野県がさらなる削減に向けて関係諸団体と連携協議している姿勢は評価できる。県においては、今後も積極的な施策で一般廃棄物排出量の削減に取り組んでいくことが望まれる。</p>	<p>県ではこれまで、しあわせ信州創造プラン2.0で掲げる「県民1人1日当たりの一般廃棄物の排出量795g(2020年度)」を達成するため、様々な媒体を通じて一般廃棄物の削減に係る啓発を実施してまいりました。令和3年4月に環境省が公表した一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)の調査結果では、本県が6年連続で1人1日当たりのごみ排出量が少ない都道府県1位となりました。令和3年度からは、長野県廃棄物処理計画(第5期)で掲げる「県民1人1日当たりの一般廃棄物の排出量790g(2025年度)」を達成するため、「信州プラスチックスマート運動」や食品ロスの削減推進に係る各種啓発活動に取り組んでいるところです。今後も引き続き、積極的な各種啓発活動の実施により、一般廃棄物のさらなる削減に努めてまいります。</p>

<p>【産業廃棄物処理業者等の指導育成】 報告書送付とDX戦略について</p>	<p>意見</p>	<p>168</p>	<p>産業廃棄物処理実績報告書の提出については、多くの事業者が電子化を求めている可能性が考えられる。 折しも長野県は、令和2年7月21日に長野県DX戦略を策定している。 同戦略は、県民生活と行政のDXを推進するスマートハイランド推進プログラムと県内産業のDXを推進する信州ITバレー構想で構成されている。このスマートハイランド推進プログラムは、7つの重点プロジェクトで構成され、そのうちのスマート自治体推進プロジェクトなどを通し、オンライン申請などのデジタル技術の活用により確かな暮らしを営むことを目指すというものである。 この報告書のためだけにシステムを構築して報告をするというのであれば過剰投資とも考えられるが、すでに表計算ソフトで作成されている報告書のひな型をメールで送るということであれば、既存のインフラ利用であり郵送費用である年間数十万円の予算を削減できる可能性が高い。また、紙面での報告書の印刷・封入・投函等に費やす県職員の時間を考えると、長野県DX戦略にも適う方向性であり、ITを利用しての報告書の送付、作成、受領を検討することが望ましい。</p>	<p>標記報告書の提出方法については、(一社)長野県資源循環保全協会から電子化の要望があるなど、事業者からのニーズがあることは把握しております。 しかしながら、いまだに電子化対応できていない事業者もいることから、既存のインフラを利用しながら、紙に加え電子での提出方法も検討してまいります。 一方、ひな型のメール送付については、本報告書ではメールアドレスの記載を求める様式となっておらず、全ての事業者の連絡先を把握していないため、直ちにメールに切り替える(予算の削除)ことは困難であると考えます。</p>
<p>【廃棄物不適正処理の防止】 県の対応について</p>	<p>意見</p>	<p>178</p>	<p>県内の廃棄物収集運搬業及び廃棄物処分業の許可を受けていた事業者が排出した大量の産業廃棄物が保管され行政指導を行っても処理されない違法状態が長期に渡り継続しており、さらに同事業所内の焼却施設から発生した燃え殻・ばいじんから基準を超えるダイオキシンが検出された。当該事業者に対し県は、再三にわたる行政指導を行っているが、事業者はその指導の受取を拒否している。 平成21年3月の許可取消し以降も県は、継続的に現地を調査している。同事業所の立入調査を行うとともに、同事業所横を流れる河川についてダイオキシン類を測定している。そのダイオキシン類の測定において、環境基準を超えるダイオキシン類が検出されている。 ダイオキシンが検出された後は応急措置を事業者に求めているが、事業者が対応しないため、事業者に代わって県がシート張りをしている状況がその後も続いている。 当該行為は、本来事業者が行うべきものを県である行政が行っているという点で行政代執行により行っているとも考えられる。その予算執行について法的根拠を確認することが望ましい。また、一時保全事業としているがその期限が見えず、この状況に対して、今後のビジョンを示すことの検討が望まれる。</p>	<p>住民不安の解消や、周辺環境への影響を防ぐため当初緊急回避的に一時保全事業(シート張)を実施しました。その後、事業者が実施できない場合、断続的に県で実施しています。 事業者には一時保全措置を継続的に指導しています(令和2年度は事業者により実施されました)。 同様の事業の実施等について各都道府県へ照会し、その回答も参考に県が一時保全事業(応急措置)を行う法的根拠を改めて整理しました。</p>

<p>【廃棄物不適正処理の防止】 河川水について</p>	意見	180	<p>意見35に記載した事例について、平成22年11月に当該地から十数メートル離れた河川でダイオキシン類が検出されて以来、県は定期的にその河川のダイオキシン類の測定を行っている。</p> <p>必ず採取しているのは焼却施設から一番近い下流地点である。上流地点を採取しているのは平成23年1月と平成24年7月の2回だけであるが、その2回について下流地点と比較すると、下流地点の含有量が10～200倍前後となっていることがわかる。</p> <p>県がダイオキシン類を測定している採取日の直前の降水量を調べた結果、直前7日間の降水量が多いと必ず検出値が高くなるとはいえないが、検出値が高い時は降水量が多いという関連性が見える。</p> <p>以上を鑑みれば、下流でのダイオキシン類の検出と焼却施設に関連性がないと言い切ることはできない。平成27年以降梅雨時の採取が行われていないが、降水量と検出値に関連性がないことを確認するためにも、さらには、生活環境保全上の支障がないことを確認するためにも、採取日を梅雨時にするなど採取時期・タイミングを検討することが望ましい。</p>	<p>御意見を踏まえ、専門家の意見も聞きながら今後の採水の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、令和3年度は梅雨時である7月に採水を実施しました。</p>
<p>【廃棄物不適正処理の防止】 土壌及び燃え殻・ばいじんについて</p>	意見	181	<p>意見35に記載した事例について、現地の燃え殻・ばいじんを実際に確認すると、操業を止めてから10年以上経過しているためか、どれが燃え殻・ばいじんかでどれが土壌なのかを判別することが難しく、それぞれが混然となっている状況である。</p> <p>県の見解によれば、ダイオキシン類自体は、水には溶けず土壌の上に置いておいたとしてもそれが地下に浸透することはないということである。しかしながら、土壌の上に燃え殻・ばいじんを放置している状況であるため、土壌、燃え殻・ばいじんが適切に管理されていることについてさらなる監視が望まれる。</p>	<p>定期的に立入検査を実施し、燃え殻・ばいじんの保管状況を確認しています。引き続き監視及び事業者への指導を実施してまいります。</p>
<p>【廃棄物不適正処理の防止】 周辺地域の土壌における値について</p>	意見	182	<p>意見35に記載した事例について、土壌は2か所採取しているが、このうちの1か所では280pg-TEQ/gと調査指標値を超えた値が検出されている。</p> <p>調査指標値を超える値が検出された場合、ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアルによれば、周辺の状況に応じて追加で調査を行うこととされているが、監査時点ではその調査が行われていない。当該マニュアルに従い、調査指標確認調査の実施を検討する必要がある。</p>	<p>令和3年度に「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」に基づく調査を計画し、7月に試料採取を実施しております。</p>
<p>【廃棄物不適正処理の防止】 新規の不適正処理事案の発生を未然に防止することについて</p>	意見	182	<p>産業廃棄物の不適正処理事案については、解決までに長い期間を要するものや、本報告書で例示した事案のように解決のめどが立たないケースが見受けられる。そのような事案に適切に対応していくとともに、新規の不適正事案の発生を未然に防ぐ取組が重要となる。</p> <p>事務処理要領を作成し、新たな不適正事案の防止に努めているとのことだが、今後もそのような取組を効果的・効率的に実施していく必要がある。</p>	<p>引き続き新たな不適正事案の防止策を効果的・効率的に実施してまいります。</p>

監査委員事務局